

改正高年齢者雇用安定法が令和3年4月から施行されます

65歳までの雇用確保
(義務)



70歳までの就業確保
(努力義務)

高年齢者雇用安定法は、少子高齢化が急速に進行し人口が減少する中で、経済社会の活力を維持するため、働く意欲がある誰もが年齢にかかわりなくその能力を十分に発揮できるよう、高年齢者が活躍できる環境整備を図る法律です。

これまでの高年齢者雇用安定法～65歳までの雇用確保（義務）～

○ **60歳未満の定年禁止** (高年齢者雇用安定法第8条)

事業主が定年を定める場合は、その定年年齢は60歳以上としなければなりません。

○ **65歳までの雇用確保措置** (高年齢者雇用安定法第9条)

定年を65歳未満に定めている事業主は、以下のいずれかの措置（高年齢者雇用確保措置）を講じなければなりません。

① 65歳までの定年引き上げ

② 定年制の廃止

③ 65歳までの継続雇用制度（再雇用制度・勤務延長制度等）を導入

継続雇用制度の適用者は原則として「希望者全員」です。

※ 平成25年4月1日までに労使協定により制度適用対象者の基準を定めていた場合は、その基準を適用できる年齢を令和7年3月31日までに段階的に引き上げなければなりません（平成24年度改正法の経過措置）。

※対象事業主：当該労働者を60歳まで雇用していた事業主



改正のポイント～70歳までの就業機会の確保（努力義務）～

65歳までの雇用確保（義務）に加え、65歳から70歳までの就業機会を確保するため、高年齢者就業確保措置（※裏面参照）として、以下のいずれかの措置を講ずる努力義務を新設。（令和3年4月1日施行）

① **70歳までの定年引き上げ**

② **定年制の廃止**

③ **70歳までの継続雇用制度（再雇用制度・勤務延長制度）の導入**
(特殊関係事業主に加えて、他の事業主によるものを含む)

④ **70歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度の導入**

⑤ **70歳まで継続的に以下の事業に従事できる制度の導入**

a.事業主が自ら実施する社会貢献事業

b.事業主が委託、出資（資金提供）等する団体が行う社会貢献事業

※対象事業主：当該労働者を60歳まで雇用していた事業主



厚生労働省・福岡労働局・ハローワーク

高年齢者就業確保措置について

留意点1：対象者基準について

高年齢者就業確保措置は努力義務ですから、対象者を限定する基準を設けることが可能ですが。ただし、対象者基準を設ける場合には、次の事項に留意する必要があります。

- 対象者基準の内容は、原則として労使に委ねられるのですが、事業主と過半数労働組合等との間で十分に協議した上で、過半数労働組合等の同意を得ることが望ましいこと。
- 労使間で十分に協議の上で設けられた基準であっても、事業主が恣意的に高年齢者を排除しようとするなど法の趣旨や、他の労働関係法令・公序良俗に反するものは認められること。

※H24年改正法の経過措置に基づく対象者基準も同じ考え方です。

【不適切な例】

- ・会社が必要と認めた者に限る⇒ 基準がないことと等しく、改正の趣旨に反する
- ・上司の推薦がある者に限る ⇒ "

留意点2：労使で協議すべき事項

- 高年齢者就業確保措置の5つの措置のうち、いずれの措置を講ずるかについては、労使間で十分に協議を行い、高年齢者のニーズに応じた措置を講じていただくことが望ましいです。
- 表面の①～⑤のいずれか一つの措置により70歳までの就業機会を確保することのほか、複数の措置により70歳までの就業機会を確保することも可能です。
個々の高年齢者にいずれの措置を適用するかについては、当該高年齢者の希望を聴取し、これを十分に尊重して決定する必要があります。

お問合せ先

福岡労働局職業対策課 (092-434-9807) 又は最寄りのハローワークへお尋ねください。

名 称	所 在 地	電 話 番 号	FAX 番 号
福岡地域	ハローワーク福岡中央 〒810-8609 福岡市中央区赤坂1-6-19	092-712-8609	092-711-1192
	ハローワーク福岡東 〒813-8609 福岡市東区千早6-1-1	092-672-8609	092-672-3000
	ハローワーク福岡南 〒816-8577 春日市春日公園3-2	092-513-8609	092-574-6554
	ハローワーク福岡西 〒819-8552 福岡市西区姪浜駅南3-8-10	092-881-8609	092-883-5871
北九州地域	ハローワーク八幡 〒806-8509 北九州市八幡西区岸の浦1-5-10	093-622-5566	093-622-3144
	ハローワーク小倉 〒802-8507 北九州市小倉北区萩崎町1-11	093-941-8609	093-941-8631
	ハローワーク行橋 〒824-0031 行橋市西宮市5-2-47	0930-25-8609	0930-23-8198
筑後地域	ハローワーク大牟田 〒836-0047 大牟田市大正町6-2-3	0944-53-1551	0944-54-1540
	ハローワーク久留米 〒830-8505 久留米市諏訪野町2401	0942-35-8609	0942-33-6526
	ハローワーク八女 〒834-0023 八女市馬場514-3	0943-23-6188	0943-24-5597
	ハローワーク朝倉 〒838-0061 朝倉市菩提寺480-3	0946-22-8609	0946-23-1359
筑豊地域	ハローワーク飯塚 〒820-8540 飯塚市芳雄町12-1	0948-24-8609	0948-28-7599
	ハローワーク直方 〒822-0002 直方市大字頓野3334-5	0949-22-8609	0949-24-2332
	ハローワーク田川 〒826-8609 田川市弓削田184-1	0947-44-8609	0947-46-1729